

～内容～

- 1 “がけ崩れ”について
- 2 総合的な土砂災害対策
- 3 基礎調査から指定までの流れ
- 4 区域図(案)の公表

～内容～

- 1 “がけ崩れ”について
 - 1-1 土砂災害の種類と土砂災害警戒区域の数
 - 1-2 県内の“がけ崩れ”発生件数
 - 1-3 県内の“がけ崩れ”の例



1-1 土砂災害の種類と土砂災害警戒区域の数

①がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)



大雨などの影響で、“がけ”
が一気に崩れ落ちる現象
▶ 町内に**348**区域*

Kanagawa Prefectural Government

②土石流



大雨によって、土石が水と
一体となり、**猛スピード**で
沢や谷を流れ下る現象
▶ 町内**101**区域

③地滑り



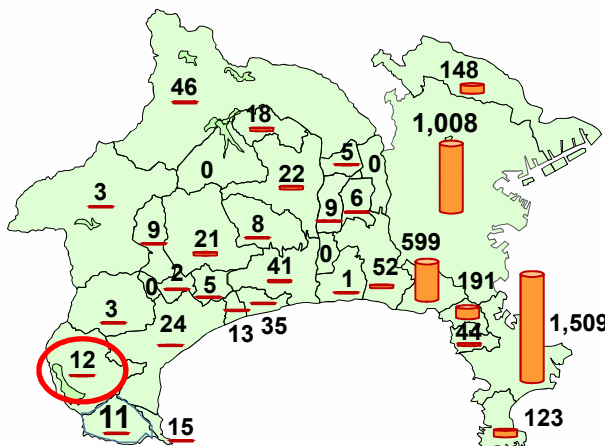
広い範囲の斜面が、
地下水などの影響を受け、
動き出す現象
▶ 町内には**無し**

※平成30年3月23日までに指定した、
土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の区域数



1-2 県内の“がけ崩れ”発生件数

44年間（昭和49年度～平成29年度） 3,983件（年平均91件）



横須賀 1,509件
 横浜 1,008件
 鎌倉 599件
 逗子 191件
 その他 676件
 (箱根町12件)

Kanagawa Prefectural Government



1-3 県内の“がけ崩れ”の例

(平成29年度)

横浜市 (台風21号)



Kanagawa Prefectural Government



1-3 県内の“がけ崩れ”の例

(平成29年度)



Kanagawa Prefectural Government

～内容～

2 総合的な土砂災害対策

- 2-1 『ハード対策（がけ地）』の実情
- 2-2 『ソフト対策』法律施行のきっかけ
- 2-3 警戒区域等の指定について
- 2-4 警戒区域等に指定されると（土地利用の制限等）

2-1 『ハード対策（がけ地）』の実情

急傾斜地法（昭和44年7月）



崩壊防止施設等の整備

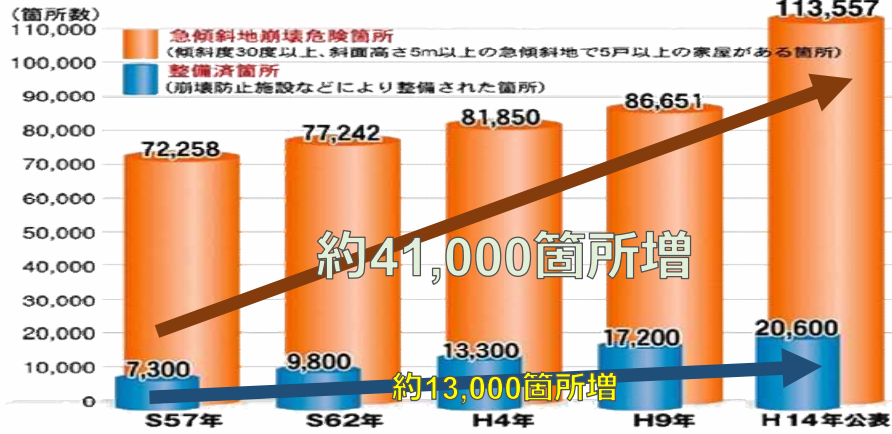


例：法枠工



例：擁壁工

2-1 『ハード対策（がけ地）』の実情



崩壊防止施設等の整備（ハード対策）が
急傾斜地崩壊危険箇所（がけ地）の増加に追いついていない

2-2 『ソフト対策』法律施行のきっかけ

平成11年6月29日：広島災害

集中豪雨が広島市、呉市等を襲い、325箇所ですり落としとがけ崩れが同時多発的に発生
24名の方々が犠牲となった。これをきっかけとして国が総合的な土砂災害対策を検討



開発行為が山麓にまで及び
住宅地を襲ったがけ崩れ等
(平成11年6月末豪雨による広島市の被災状況)

平成13年4月
土砂災害防止法が施行
ソフト施策による土砂災害防止対策

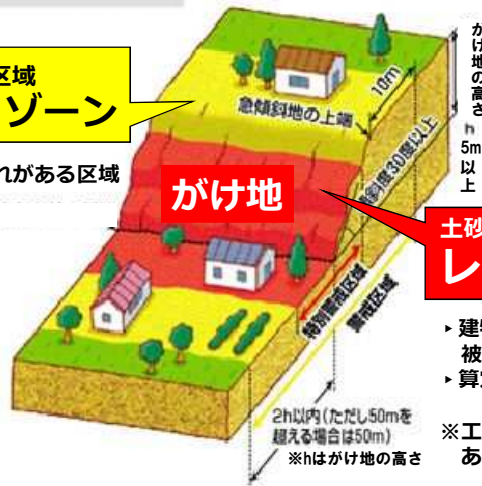


2-3 警戒区域等の指定について

“がけ崩れ” の場合 (急傾斜地の崩壊)

土砂災害警戒区域 イエローゾーン

▶ 土砂災害の恐れがある区域



土砂災害“特別”警戒区域 レッドゾーン

- ▶ 建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域
- ▶ 算定式に基づき指定

※工事をを行うための区域ではありません

2-3 警戒区域等の指定について

がけ崩れに対する土砂災害警戒区域(イエローゾーン)の範囲

土砂災害警戒区域

地形要件で設定

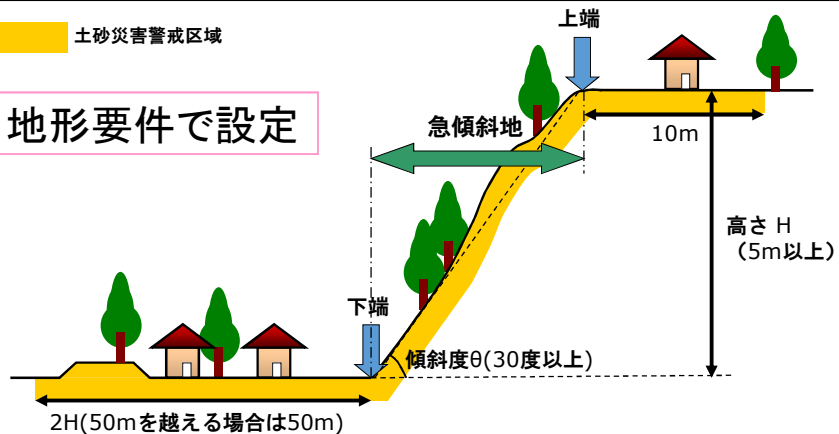
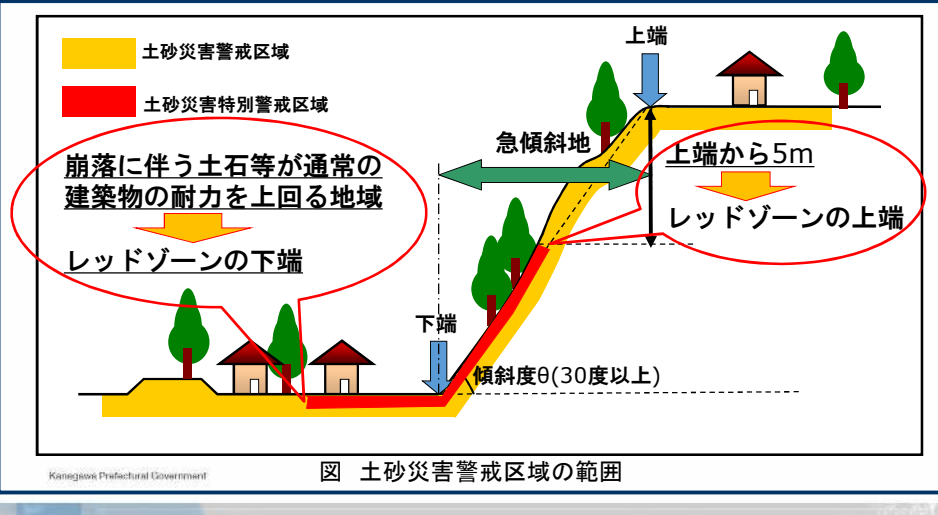


図 土砂災害警戒区域の範囲

2-3 警戒区域等の指定について

がけ崩れに対する土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の設定条件



2-4 警戒区域等に指定されると(土地利用の制限等)

イエローゾーン



警戒避難体制の整備 / 箱根町

レッドゾーン



① 特定開発行為に対する許可制 / 神奈川県



② 建築物の構造規制 / 神奈川県・民間の確認検査機関



③ 建築物の移転勧告等 / 神奈川県

2-4 警戒区域等に指定されると（土地利用の制限等）

イエローゾーンでは

警戒避難体制の整備（箱根町）



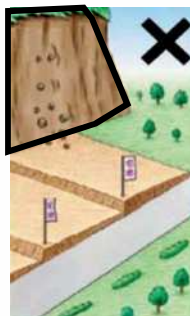
2-4 警戒区域等に指定されると（土地利用の制限等）

①

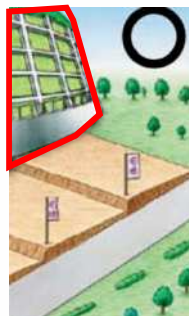
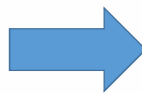
レッドゾーンでは

特定開発行為の許可（神奈川県）

- ・ 宅地分譲や病院、福祉施設などを建築するための開発行為は、基準に従ったものに限って許可



対策工事を
実施



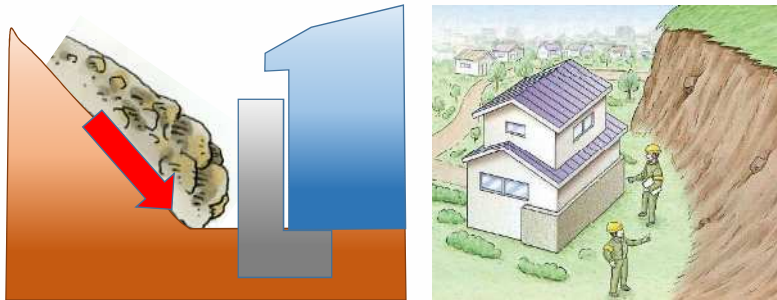
2-4 警戒区域等に指定されると（土地利用の制限等）

②

レッドゾーンでは

指定結果に基づく建築指導

（神奈川県・民間の確認検査機関）



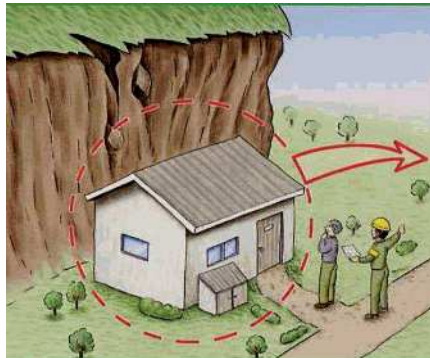
2-4 警戒区域等に指定されると（土地利用の制限等）

③

レッドゾーンでは

建築物の移転勧告（神奈川県）

- ・危険が喫緊に迫った場合、移転勧告を検討



神奈川県 <http://www.pref.kanagawa.jp/>

～内容～

3 基礎調査から指定までの流れ

Kanagawa Prefectural Government

神奈川県 <http://www.pref.kanagawa.jp/>

3 基礎調査から指定までの流れ

```

    graph LR
      A[現地調査等の実施] --> B[区域の設定作業]
      B --> C["基礎調査結果  
区域図(案)の公表  
令和2年5月29日"]
      C --> D[住民説明会]
      D --> E[箱根町への意見照会]
      E --> F[箱根町からの意見回答]
      F --> G[区域指定]
      G --> H[告示図書の縦覧]
  
```

現地調査等の実施

区域の設定作業

基礎調査結果
区域図(案)の公表
令和2年5月29日

住民説明会
中止

箱根町への意見照会

箱根町からの意見回答

区域指定

告示図書の縦覧

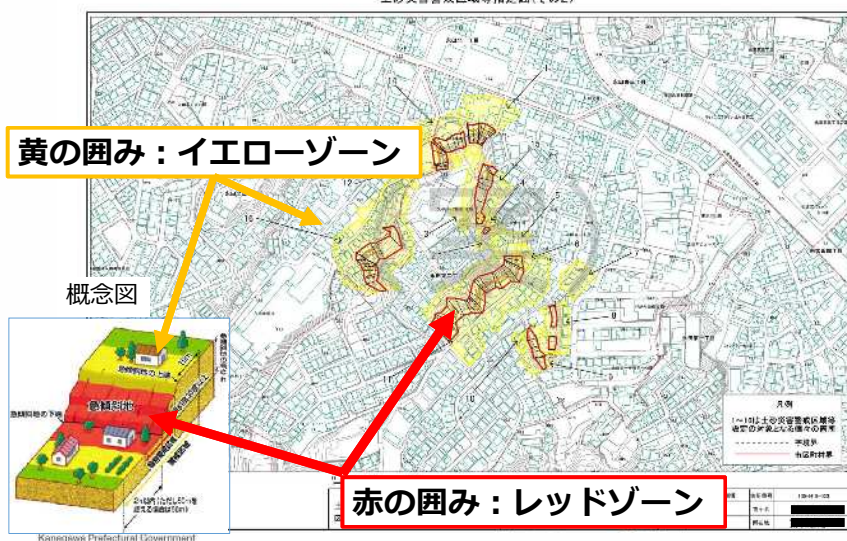
Kanagawa Prefectural Government

4 区域図(案)の公表

- 4-1 区域図(案)【例】
- 4-2 ウェブサイトによる公表した土砂災害警戒区域等の検索方法
- 4-3 区域図(案)の閲覧窓口

4-1 区域図(案)【例】

土砂災害警戒区域等指定図(その2)



ウェブサイトによる公表した 土砂災害警戒区域等の検索方法

検索サイトを使って「神奈川県土砂災害情報ポータル」で検索

神奈川県土砂災害情報ポータル

検索

検索結果「神奈川県土砂災害情報ポータル」をクリック



①「土砂災害のおそれのある区域」をクリック



① 調べたい住所を入力して
をクリック

② 住所検索結果の赤いマーク
をクリックすると、対象の地域ま
で地図が自動で拡大されます。

住所検索について

検索システムの精度上、対象住所が該当しない場合がございます。
また、「〇〇1-1-1」で結果が得られない場合、「〇〇1-1」や「〇〇1」のように検索項目を減らして近隣の住所から調べていただきますようお願いいたします。

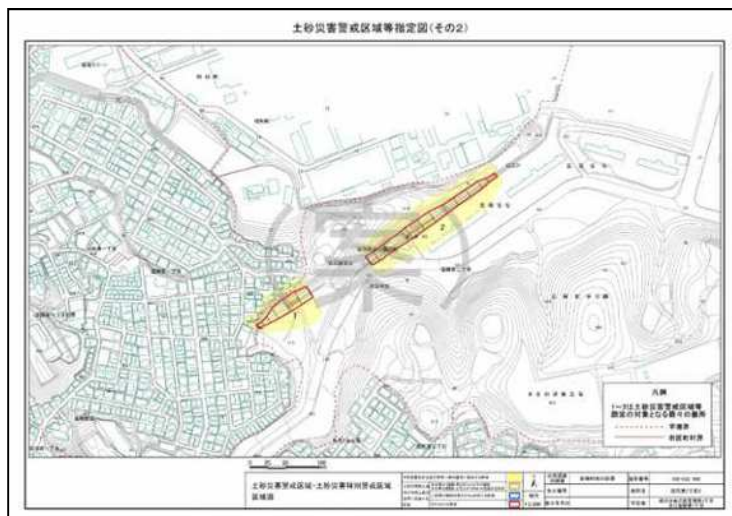
裏面へつづく



「調査済み土砂災害警戒区域等(未指定)」のみが表示される



「区域図(案)」が表示される



【留意事項】
 地図上に表示されている区域は正確な位置を示していない場合がございますので、**必ず区域図(案)でご確認ください。**

【土砂災害情報ポータルに関する問合せ先】
 神奈川県砂防海岸課 045(210)6511



4-3 区域図(案)の閲覧窓口

神奈川県 ① 県土整備局 河川下水道部 砂防海岸課

〒231-8588

横浜市中区日本大通 1 県庁新庁舎 11階

045-210-1111 (代表)

045-210-6511(砂防海岸課急傾斜地グループ直通)

② 県西土木事務所小田原土木センター

河川砂防第二課

〒250-0003

小田原市東町5-2-58

0465-34-4141 (代表)

箱根町

③ 総務部 総務防災課

〒250-0398

神奈川県足柄下郡箱根町湯本256

0460-85-9562

～土砂災害に備えていただくために～

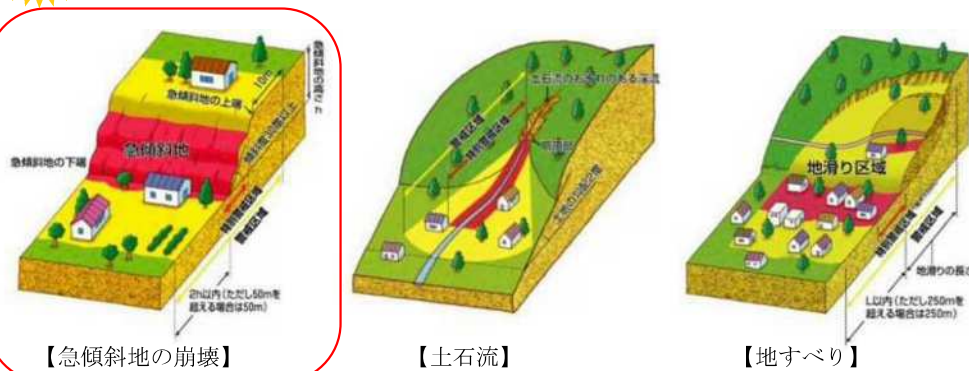
神奈川県では、土砂災害に備えていただくため、土砂災害防止法に基づき、「土砂災害“特別”警戒区域」の指定に向けた基礎調査を進めています。

【基礎調査とは（抜粋）】（土砂災害防止法 第4条）

- 基礎調査とは、県が、国の定めた基本指針に基づき、土砂災害特別警戒区域の指定に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形等の状況に関する調査を行うものです。

土砂災害防止法の概要

土砂災害防止法は、3つの土砂災害から国民の生命を守るために、施行された法律です。



●都道府県が指定する警戒区域（イエローゾーン）及び特別警戒区域（レッドゾーン）の指定により、都道府県または市町村は、さまざまなソフト対策を実施します。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）とは

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

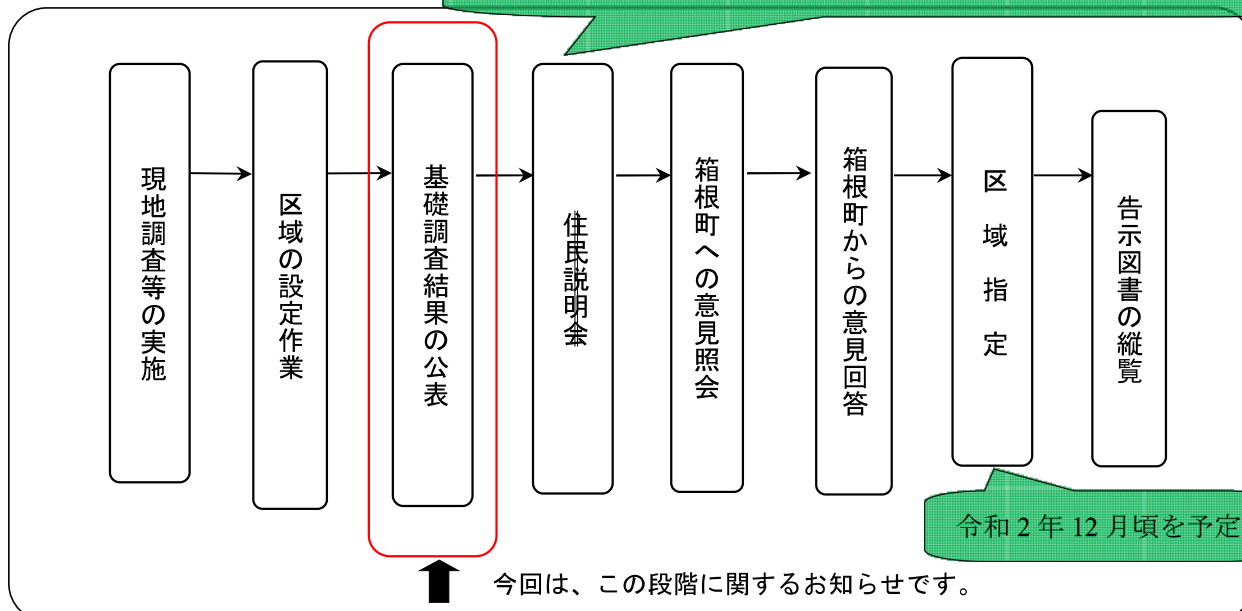
土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されると、、、

1. 特定開発行為に対する許可制
2. 建築物の構造規制
3. 建築物の移転等の勧告及び支援措置
4. 宅地建物取引における措置



【区域指定までの流れ】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、原則実施しません



◎よくあるお問合せ

Q1. 土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定が無ければ安全なの？

A1. 土砂災害警戒区域等は、土砂災害防止法に基づき、一定の要件（がけの傾斜30度以上や高さ5m以上）を満たす区域を指定するものです。したがって、土砂災害警戒区域等に指定されていないことをもって、土砂災害の危険性が全くないとは言えません。

Q2. 特別警戒区域に居住している場合は、どうすればよい？

A2. 土砂災害特別警戒区域に居住されている場合は、そのまま居住することが可能です。ただし、土砂災害特別警戒区域に指定されたあと、建替や増築等を行う場合は、建築物の構造規制に基づく建築確認を受ける必要があります。また、土砂災害警戒情報が発表された場合には早めの避難をお願いします。

Q3. 土砂災害特別警戒区域に指定されたら、行政がなにか対策をとってくれるの？

A3. 土砂災害防止法の目的は、ソフト対策を推進しようとするものです。特別警戒区域に指定されると、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制されます。ただし、急傾斜地が自然崖であり、がけの高さや保全人家等一定の条件を満たせば、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法）に指定して、県による防災工事が可能となります。個別に相談いただければ、現地確認等を行います。

Q4. 区域指定に反対すれば、指定は行わないの？

A4. 土砂災害防止法では、区域指定の要件に地権者や占有者等の同意を必要とはしていません。警戒避難体制の整備や無秩序な開発を抑制するなど指定前よりも、土砂災害に対して安全性を高めるための指定ですので、ご理解ください。

Q5. レッドゾーンに指定された場合、資産価値の低下に対する補償はあるの？

A5. 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定は、その土地が本来持っている性質（危険性）を明確にするもので、指定に対する経済的な補償はありません。

Q6. 建築物の建替えや増改築の構造規制とは？

A6. 自宅の建替えや増改築等をするとき、想定される土砂の衝撃に耐え得る擁壁や建物自体の構造強化などが、皆様のご負担で必要になります。

Q7. 土地の売買は出来るの？

A7. 売買は出来ますが、特定開発行為を行う場合は宅地建物取引において、一定の制限があります。

Q8. 新たに特別警戒区域（レッドゾーン）に指定された場合、固定資産税の評価額はなるの？

A8. 箱根町の税務課で評価替えの際に特別警戒区域（レッドゾーン）を考慮し評価される場合があります。

◎土砂災害特別警戒区域に関するお問合せ以外によくあるお問合せ

Q9. 斜面上部、斜面内、斜面下部にそれぞれ別の地権者がいて、斜面上部が崩れて斜面下部に被害があった時、責任の所在はどうなるの？

A9. 原則的には、崩れた斜面の所有者に、管理責任が生じます。

Q10. 斜面に生えている木を切ってくれないの？

A10. 斜面の土地所有者の管理になりますので、土地所有者にお問い合わせください。

<問合せ先>

○土砂災害防止法に関するお問い合わせは、

神奈川県 県西土木事務所 小田原土木センター 河川砂防第二課

電話：0465-34-4141 8：30～12：00 13：00～17：15（土・日・祝日を除く）

○防災全般に関するお問い合わせは、

箱根町 総務防災課

電話：0460-85-9562 8：30～12：00 13：00～17：15（土・日・祝日を除く）

土砂災害からいのちを守る3つの心得

日ごろの備え

- ・危険な箇所の確認
- ・避難場所や避難方法の確認

情報の把握

- ・雨量情報の把握
- ・市町村からの防災情報や土砂災害警戒情報の確認

早めの避難

- ・前兆現象に注意
- ・お年寄りの方や暗くなる前の早めの避難





大雨に備えて安心!

防災メモをつくらう!

次の①から③の問いについて確認し、チェックしましょう。

①自分の家のまわりにどんな災害の危険があるか知っていますか?

- 洪水 土砂災害 危険なし わからない

【わからない場合は、ハザードマップで調べてみましょう。】

→ハザードマップは市町村のHPで見ることができるほか、市町村窓口でも配布しています。
詳しくは、お住まいの市町村へ聞いてみましょう。



②いつ避難をすればよいか決めていますか?

- 決めている 決めていない

【決めていない場合は家族と相談して、事前に決めておきましょう。】

→避難のタイミングは、このページの下の方に書かれている市町村から発令される避難に関する情報や、気象庁発表の気象情報が参考になります。



③避難場所がどこにあるか知っていますか?

- 知っている わからない

【わからない場合は、ハザードマップで調べるか、市町村に確認しましょう。】

→2か所以上の避難場所へ避難できるよう、自分自身であらかじめ複数の避難経路を確認しておきましょう。

①から③で調べたことや地元市町村から出される避難に関する情報を参考に
防災メモをつくってみましょう!

○いつ避難するか

例:避難勧告が発令されたら

○どこに避難するか※

例:〇〇小学校

○どうやって避難情報を確認するか

例:市町村ホームページ、テレビ

○困ったときの連絡先

例:家族の電話番号

○緊急時連絡先

・消防・救急……………119番
・警察……………110番
・市町村の電話番号
TEL () -

・避難場所や、避難情報の確認方法は、市町村が作成・配布しているハザードマップ(または防災マップ)などで確認することができます。

※避難場所は、災害規模や状況によって異なるため、避難する際は市町村から出される避難情報をよく確認しましょう。

市町村から発令される避難に関する情報には次のようなものがありますので確認しておきましょう!

■【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始

お年寄りや身体の不自由な方など、避難に時間を要する方は避難を開始しましょう。その他の方はいつでも避難できるように準備をしましょう。

■【警戒レベル4】避難勧告

対象地域の方は避難を開始しましょう。※

■【警戒レベル4】避難指示(緊急)

まだ避難していない場合は、直ちに避難しましょう。※

※ただし、外出することがかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。